

早 見 表

重 度 障 害 者（ 児 ・ 老 人 ）
母 子 家 庭（ 老 人 ）
父 子 家 庭（ 老 人 ）
ひ と り 暮 ら し（ 高 齢 ） 寡 婦

精神障害者精神科病院医療費助成事業

老人扶養親族等の数		0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
扶養親族の数		1,695,000		2,075,000		2,455,000		2,835,000		3,215,000		3,595,000	
0 人		1,695,000		2,075,000		2,455,000		2,835,000		3,215,000		3,595,000	
1 人		2,075,000		2,455,000		2,835,000		3,215,000		3,595,000			
2 人		2,455,000		2,835,000		3,215,000		3,595,000					
3 人		2,835,000		3,215,000		3,595,000							
4 人		3,215,000		3,595,000									
5 人		3,595,000											

本 人 所 得 制 限

重 度 障 害 者（ 児 ・ 老 人 ）
母 子 家 庭（ 老 人 ）
父 子 家 庭（ 老 人 ）
ひ と り 暮 ら し（ 高 齢 ） 寡 婦

精神障害者精神科病院医療費助成事業

老人扶養親族等の数		0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
扶養親族の数		6,387,000		6,636,000		6,849,000		6,909,000		7,062,000		7,275,000	
0 人		6,387,000		6,636,000		6,849,000		6,909,000		7,062,000		7,275,000	
1 人		6,636,000		6,849,000		6,909,000		6,909,000		7,182,000		7,455,000	
2 人		6,849,000		6,909,000		6,909,000		6,909,000		7,182,000		7,455,000	
3 人		7,062,000		7,122,000		7,182,000		7,182,000		7,455,000		7,728,000	
4 人		7,275,000		7,335,000		7,395,000		7,395,000		7,455,000		7,728,000	
5 人		7,488,000		7,548,000		7,608,000		7,668,000		7,728,000		7,728,000	

配 偶 者 ・ 扶 養 義 務 者 所 得 制 限

・ 老人扶養親族等とは、老人扶養親族の対象者を言います。

（参考） ①扶養親族 1 人増：213,000円加算 ②老人扶養親族 1 人増：60,000円加算（※ただし、当該老人扶養親族のほかには扶養親族がないときは 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき加算する）

母 子 家 庭（ 老 人 ）
父 子 家 庭（ 老 人 ）

本 人 所 得 制 限

老人扶養親族等の数		0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
扶養親族の数		3,116,000		3,496,000		3,876,000		4,256,000		4,636,000		5,016,000	
0 人		3,116,000		3,496,000		3,876,000		4,256,000		4,636,000		5,016,000	
1 人		3,496,000		3,876,000		4,256,000		4,636,000		5,016,000			
2 人		3,876,000		4,256,000		4,636,000		5,016,000					
3 人		4,256,000		4,636,000		5,016,000							
4 人		4,636,000		5,016,000									
5 人		5,016,000											

本 人 所 得 制 限

・ 特定扶養親族にあつては、一人あたり150,000円を加算する。

・ 老人扶養親族等とは、老人控除対象配偶者、特定扶養親族、老人扶養親族の対象者を言います。

（参考） ①扶養親族 1 人増：380,000円加算 ②老人控除対象配偶者または老人扶養親族：480,000円加算

③特定扶養親族：630,000円加算（表の数字より 1 人につき150,000円加算）

上の表の金額は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に關する政令（昭和61年政令第54号）第46条第4項に規定する額に10万円加算した額です。

R 3 所得制限額改正後